

魚津市告示第106号

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱の一部改正
について

魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱（令和5年魚津市告示
第87号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月6日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条－第3条 (略) (補助対象者)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となるのは、隊員の任期2年目から任期終了後<u>3</u>年以内に市内で起業等する者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 (略) (補助対象経費)</p> <p>第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、他の補助制度により補助金等の交付を受けているものについては、その交付額を補助対象経費から差し引くものとする。</p> <p>(1)－(5) (略)</p> <p><u>(6) 経営改善に向けた専門人材の活用に必要な経費</u></p> <p><u>(7) 新商品開発、新技術導入等による付加価値向上に必要な経費</u></p> <p><u>(8) 従業員の育成・能力開発に必要な経費</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める起業等に要する経費</u> (補助金の額等)</p> <p>第7条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、100万円を上限とする。ただし、<u>起業等において、起業の場合は1人以上の新規雇用、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数の維持を行った場合</u>は、200万円を上限とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条－第20条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式第1号－様式第10号 (略)</p>	<p>第1条－第3条 (略) (補助対象者)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となるのは、隊員の任期2年目から任期終了後<u>1</u>年以内に市内で起業等する者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 (略) (補助対象経費)</p> <p>第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、他の補助制度により補助金等の交付を受けているものについては、その交付額を補助対象経費から差し引くものとする。</p> <p>(1)－(5) (略)</p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める起業等に要する経費</u> (補助金の額等)</p> <p>第7条 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。ただし、その額が100万円を<u>超えるときは、100万円とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第8条－第20条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式第1号－様式第10号 (略)</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。